

**令和7年度「就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所の支援員等を対象とした
就労定着支援研修会」に係る仕様書**

研修科目	就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所の支援員等を対象とした就労定着支援研修会
委託期間	契約締結日から令和8年3月31日まで
研修目的	就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所に通所される障害のある方が、一般就労後に、配属された職場の環境等に順応しながら長く働き続けるために、支援員として包括的なサポートをするための支援のあり方について理解を深める。
受講対象者	市内障害者就労移行支援事業所及び就効定着支援事業所の支援員等。
受講予定人数	70名程度
研修回数等	1回120分程度
研修実施日時	令和8年2月20日(金) 18時30分～20時20分
研修会場	京都テルサ東館3階 A・B会議室。なお、研修会場費は、共催機関である京都障害者就業・生活支援センターが負担する。
研修方法	講義(50分程度※質疑応答込み)及びグループワーク(60分程度)。なお、グループワークの運営は、共催機関である京都障害者就業・生活支援センターが行う。受託者はオブザーバーの立場としてグループワークに参加し、必要に応じて助言等を行う。
研修内容	以下記載例を参考に、事業趣旨に適した講義を行うこと。また講義はグループワークで経験の浅い参加者同士でも意見交換がしやすい内容となるように留意する。 【講義例】 <ul style="list-style-type: none">・担当支援員が就職された支援対象者と面談する際の留意点・担当支援員が定着支援を行う上で、利用者・企業担当者・関係機関と良い関係を築くための留意点・企業が障害者を安心して雇用し続けるために支援者が留意する点(合理的配慮の例や伝える内容等)。・支援対象者が就職した企業において作業面やコミュニケーション面でトラブル発生した際、支援対象者と企業人事担当者からの情報収集から課題解決に導き、フォローアップに至るまでの支援のあり方・支援対象者が生活リズムを整えながら働き続ける上でのサポート方法
実績報告	実績報告書の作成、受講者からのアンケート集約を行うこと。
上限金額	金250,000円
委託料支払方法	原則として、実績報告提出後、請求に基づいて支払う。
その他	<ul style="list-style-type: none">・本研修会は京都障害者就業・生活支援センターとの共催で実施する・委託契約決定後、研修会等を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律および別紙1「共通仕様書」に基づき個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うこと。・研修の周知を行う際の周知チラシの作成を行うこと。・故意、過失を問わず、受託者が本業務を遂行するに当たり、受託者の責めに

	<p>帰することができる事由により市民の権利や法律上保護される利益を違法に侵害した場合は、受託者がその損害を賠償する責任を負うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">本市は適宜、進捗状況を確認し、契約の目的を達成することができないと判断したときは、契約を解除することができる。
--	---